

建築士法改正に伴う取扱い方法（落札（決定）業者用）

1 改正建築士法第22条の3の3に関する手続について

(1)の対象業務について、(2)、(3)の手続により改正建築士法第22条の3の3の規定に基づく契約書記載事項の合意のための発注者及び受注者により協議を行うものとします。

(1) 対象業務

対象業務は、改正建築士法に該当する全ての建築設計業務又は建築工事監理業務とします。そのため電気設備設計業務、機械設備設計業務等の改正建築士法に該当しない業務は対象となりません。

(2) 改正建築士法第22条の3の3に基づく協議事項

- ①作成する設計図書の種類（建築設計業務委託契約の場合）
- ②工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法（建築工事監理業務委託契約の場合）
- ③当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨
- ④建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
- ⑤建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）
- ⑥設計業務委託契約又は工事監理業務委託契約の対象となる建築物の概要
- ⑦業務に従事することとなる建築士の登録番号
- ⑧業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあっては、その氏名
- ⑨設計又は工事監理の種類、内容及び方法

(3) 協議実施の通知，確認

落札者等決定後，契約担当課（担当課で見積り合わせを行った場合は担当課）より(2)の協議事項を契約書への記載に係る協議を実

施する旨を連絡します。書面（別紙）を受け取った後，発注業務の業務担当課（監督課が別にある場合は監督課）に協議事項を記載した書面（別紙）を提出して確認を受けてください。

(4) 改正建築士法第 22 条の 3 の 3 に関する手続

業務担当課は，建築士法第 24 条の 7 第 1 項に基づく説明を受けられる際に，上記の別紙により協議を行うこと。なお，落札者等が建築士事務所登録をしていない場合も業務担当課が交付を受けることとします。ただし，協議事項のうち③④⑤⑦⑧の記載は要しません。

また，上記手続きを行った場合は建築士法第 24 条の 8 第 1 項の規定は適用しません。

2 契約締結

契約書に別紙として，協議事項を記載した別紙を添付して契約担当課に契約書を提出してください。

3 契約変更

契約変更の手続は，その必要が生じた都度，発注者と落札者等が協議の上，記 1 (3)の手続に準拠し，速やかに行ってください。

4 その他

- (1) この取り扱いは，改正建築士法の施行日である平成 27 年 6 月 25 日以降に契約を締結する案件を対象とする。
- (2) 対象業務が 1 (1)に記載のとおりのため，担当課で見積り合わせを行った案件の場合も「請け書」ではなく，「建築設計業務委託契約書」又は「工事監理業務委託契約書」の作成が必要になります。
- (3) 上記契約書を使用する場合，受注者から発注者に着手届，委託業務担当者届，契約金額内訳明細書，工程表，下請業者選任届等の提出が必要になりますが，担当課で見積り合わせを行った予定価格（消費税及び地方消費税を含む）が 50 万円以下の案件の場合は下請業者選任届を除いて提出を要しないとすることができます。